



平成 20 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 永大産業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 吉川康長  
(コード番号：7822 東証第2部)  
問合せ先 取締役執行役員 総務部長  
熊沢衛司 (TEL06-6684-3000)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 20 年 6 月 27 日開催予定の第 74 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 株主の皆様のご権利行使に関する手続きを株式取扱規則の中で定めることを明確にするため、第 12 条の変更を行うものであります。
- (2) 当社取締役会は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する不適切な買収を防止し、もって当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し向上させるために、買収防衛策を導入することが当社にとって必要であると考えております。

このような買収防衛策の導入及びそれに基づく対抗措置の発動については、株主の皆様にも影響を及ぼすことが想定されるため、買収防衛策の導入、継続、廃止又は変更については、株主の皆様のご意思に基づいて行うことが望ましいと考えております。

このため、買収防衛策の導入、継続、廃止又は変更について株主の皆様のご意思を明確な形で反映させることが可能となるように、これらの事項を株主総会決議事項とするための根拠規定として定款第 17 条（大規模買付行為対応方針についての決議）を新設し、併せて現行定款第 17 条以下の条数を順次繰り下げるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 6 月 27 日 (予定)  
定款変更の効力発生日 平成 20 年 6 月 27 日 (予定)

以上

別紙

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 12 条 当社の株式、新株予約権および株券喪失登録に関する取扱い並びに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 13 条～第 16 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 17 条～第 48 条 (条文省略)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 12 条 当社の株式、新株予約権、<u>株券喪失登録に関する取扱いおよび株主の権利行使の手続き並びに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第 13 条～第 16 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(大規模買付行為対応方針についての決議)</u></p> <p>第 17 条 <u>株主総会においては、法令または本定款に別段の定めのある事項をその決議により定めるほか、当会社株券等の大規模買付行為に関する対応策の基本方針をその決議により定めることができる。</u></p> <p>2. <u>前項における当会社株券等の大規模買付行為に関する対応策とは、当社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせずに新株または新株予約権の発行を行うことにより当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、当会社株券等の大規模買付行為に関する対応策としての新株または新株予約権の発行決議を行うなど当会社株券等の大規模買付行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。</u></p> <p>第 18 条～第 49 条 (現行どおり)</p>